

H08.7 全員協議会
H08.8 追加
H09.6 追加
H11.4 全員協議会
H13.2 全員協議会
H25.9 全員協議会
H25.12 全員協議会
H26.2 全員協議会
H26.6 全員協議会
H27.2 全員協議会
R07.2 全員協議会
R08.6 全員協議会

議会活性化（議会改革）の取り組み（南風原町議会）

議会活性化の取り組みについては、平成11年11月1日の全町村議会議員・事務局職員による「議会活性化シンポジウム」を開催し、平成12年2月沖縄県町村議会議長会「定期総会」で「議会活性化方策」の取り組みを検討し、町村それぞれ今後の議会のあり方について全般的に検討する協議がなされてきました。

地方分権の新しい時代に入り、地方自治体がその独自性と創意工夫をもって運営するためには、議決機関である議会が、より町民の代表としての責任と役割を果たすことが求められています。

このような状況を踏まえ、議会の運営をより活性化するために、従来の慣例や慣習など広く見直す取り組みを研究する必要性が出てきて、議会運営委員会など機会あるごとに検討を重ねてきました。

これまでの議会としての主な取り組み経過

1. 本会議の庁舎内中継の開始（平成10年6月定例会・新庁舎落成）

2. 議会議決結果等のインターネット掲載（平成12年6月から）

3. 夏の省エネルギーへの取り組み（平成12年6月から）

6月定例会から9月定例会までの期間は、かりゆしウェア（かすりウェア）の着用を自由とし、省エネルギーを進めた。

4. 南風原町子ども議会の開催

南風原町町制施行20周年記念

小学生の部：平成12年10月24日（火）

中学校の部：平成12年10月25日（水）

5. 一般質問の取り組み

- ・一問一答方式について（平成14年3月定例会から）
- ・質問時間を議員一人あたりの持ち時間は答弁を含めて45分以内から、答弁含めず議員

一人あたり30分以内とした。(平成14年3月定例会から)

- ・一般質問の回数制限の廃止(平成19年6月定例会改正)

一般質問の回数は、会議規則により3回までと定められていましたが、平成14年3月定例会から運用した結果を踏まえて、会議規則の回数制限を廃止した。これにより、町の政策に対する疑問点や答弁の内容について、より深く問うことができるようになった。

6. 議員定数の見直し(平成17年3月定例会で議決)

- ・平成18年9月の選挙から22人→16人(6人減)の改正をした。

7. 議員報酬・費用弁償の見直し(平成17年3月定例会で議決)

- ・議員報酬を5%を削減した。(平成17年4月～平成18年9月まで：期限付き)
- ・費用弁償(日当)を2,000円→1,500円に改定した。(平成17年4月～平成18年9月まで：期限付き)

8. 議会の議決事件を追加(平成17年9月定例会で議決)

- ・地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件を追加した。
(1) 南風原町基本構想に係る基本計画に関すること。

9. 地方自治法の改正に伴う議会制度の見直し(平成19年6月定例会で議決)

- ・地方自治法の改正に伴い、議会活性化のために議会制度の見直しを行った。
(1) 議長が、臨時会の招集を請求することができるようになった。
(2) 委員会が、議案の提出を行うことができるようになった。
(3) 議会閉会中は、議長が委員会の委員を選任できることになった。

10. 委員会の公開(平成14年6月申し合わせ)

- ・委員会条例を改正し公開とする。(平成19年6月定例会で改正)
委員長の許可制 → 公開とする。

11. 附属機関への議員の委員就任はしない。(平成 年 月)

- ・法令で決まっている委員就任以外は辞退する(就任しない)。

12. 常任委員会の名称及び委員定数の変更(平成20年8月1日)

- ①総務財政常任委員会 ②経済建設常任委員会 ③教育民生常任委員会
↓
①総務民生常任委員会 ②経済教育常任委員会 ③議会広報常任委員会

13. 全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づける(平成20年10月)

- ・議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

14. 「絁ウェアの着用についての決議」(平成21年6月19日)

15. 賛否の状況を公表(平成21年9月)

- ・賛否が分かれた議案について、議決結果を議員ごとに知らせる。
「はえばる議会だより」に掲載(平成21年11月発行分から)
- ・各議員の全議案の賛否をホームページで公開する(平成25年3月定例会分から)

16. 課長等の本会議への出席制限（平成23年3月定例会）

- ・課長等の本会議への出席については、直接関係がない議案（特別会計など）の場合には自席において職務に専念すること。

17. 議決事件の一部改正（平成23年9月定例会）

- ・自治法第2条第4項の規定が改正されたことにより、基本構想策定の根拠規定がなくなった。改めて基本構想及び基本計画を定めることとし、かつ、その策定等については議会の議決に付することを定めた。

18. 予算・決算の審査方法の改善（平成24年3月定例会）（特別委員会中間報告書）

- ・現状の審査方法を運用改善（別紙1）することで、現行の連合審査会方式を採用することとした。

19. 議会活動報告会の実施（平成24年4月）（特別委員会中間報告書）

- ・議会活動報告会を開催するに当たり、「議会活動報告会開催の基本的な考え方」（別紙2）をまとめ、この方針の趣旨に基づいて議会活動報告会を実施する。

（第1回報告会：平成24年4月）

（第2回報告会：平成25年4月）

（第3回報告会：平成26年5月）

（第4回報告会：平成27年5月）

（第5回報告会：平成28年11月）

（第6回報告会：平成29年5月）

（第7回報告会：平成30年5月）

（第8回報告会：令和元年5月）

（第9回報告会～第11回報告会：新型コロナウイルスの影響によるHP上での資料公開による開催）

（第12回報告会：令和5年6月）

（第13回報告会：令和6年5月）

（第14回報告会：令和7年5月）議場での開催、インターネットでの配信

（第15回報告会：令和8年6月）議場での開催、インターネットでの配信

- ・議会報告会と同時に意見交換会の開催を行っている。令和7年からは2つの常任委員会に分かれ、事前に設定したテーマに基づき、意見交換を実施している。

20. 一般質問の取組（対面方式を採用）（平成25年3月定例会）

（特別委員会第2回中間報告書）

- ・質問席を演壇向かいに設置し対面方式を採用する。

21. 議会広報常任委員会の所管に「広聴」を導入（平成25年4月～：全員協議会確認）

（特別委員会第2回中間報告書）

- ・広聴機能を追加する。
- ・議会広報誌の「町民の声」についても提案内容を調査・検討する。

22. 議会中継システムを整備（平成25年6月）

- ・議場内のマイク、HDカメラ、制御システム、音響等の機器を新設する。
- ・インターネットによる映像配信が可能となる。（平成25年12月から）

23. 一般質問の答弁書の事前配布（平成25年 9 月定例会）

- ・ 通告書には、質問要旨を町長等や傍聴者に簡明で分かりやすく記載すること。
- ・ 質問者に答弁書を事前に配布する。

24. 本会議における執行部の対応について（平成25年 9 月定例会）

- ・ 議案等の提案説明及び一般質問の答弁等について、次の通りとする。
（南議第193-1号平成25年8月27日文書）

①施政方針→町長

②町政一般報告→副町長

③議案、報告、承認等

- ・ 人事案件→町長
- ・ 人事案件以外の議案等→副町長

④一般質問

- ・ 町長の政治姿勢、個人的な見解→町長
- ・ その他質問の最初の答弁→副町長

※補足説明等については、現行どおり部長が行う。

25. 本会議の生中継・録画放送のスタート（平成25年12月定例会）

- ・ 広報広聴活動の一環として、インターネットによる映像配信（生中継と録画放送）を始める。

26. 南風原町議会基本条例を制定（平成25年12月定例会）

- ・ 町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、町民の負託と信頼に的確にこたえるため、議会に関する基本的な事項を定めた本町議会における最高規範として定める。

27. 反問権の運用について（平成26年 3 月定例会）

- ・ 反問権の運用について基準を定める。

28. 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例を制定（平成26年 3 月定例会）

- ・ 議員の調査研究活動に必要な経費の一部として、政務活動費（月額15,000円）を4月と10月に半年分を一括して交付することを定めている。議員は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、その支出に係る証拠書類等を整備、保存することとした。

29. 南風原町議会傍聴規則の一部改正（平成26年 6 月定例会）

- ・ より傍聴しやすい環境を作るため、傍聴規則を改正。傍聴受付票を連票から単票に変更したこと、議案の写し及び説明資料など議員配布しているすべての資料について希望者へ貸出などが主な変更点となる。

30. 南風原町議会図書室管理規程を全部改正（平成26年 6 月定例会）

- ・ 議員、町職員、町民等が議会図書室を利活用できるよう、図書室を整備する。

31. 会議録の配布数を減らした。（平成26年12月定例会）

- ・ 会議録を議員へ配布しない。議会図書室に保管し、いつでも利用できるようにする。
（57冊→20冊に削減）別途、保存用会議録 2 冊

32. 委員会における情報通信機器の試行使用基準について（平成27年3月定例会）

- ・今定例会から委員会で情報通信機器を試行使用する基準を定める。

33. 提案理由説明並びに答弁について（平成27年6月定例会）

- ・提案理由説明等は登壇→以降は自席から。
- ・一般質問の最初の答弁は登壇→以降は自席から。
- ・町長については、すべて登壇して行うこと。

34. 意見交換会の開催（平成29年から）

- ・町民の多様な意見を的確に把握するため、各種団体との意見交換会を行っている。
- ・平成29年7月：北丘小学校PTA
- ・平成29年11月：区長会
- ・令和元年10月：南風原町民生委員児童委員
- ・令和2年2月：学童クラブ
- ・令和5年10月：南風原町保育園園長会
- ・令和6年10月：南風原町保育園園長会

35. 議員報酬の改定（令和5年3月定例会）

- ・人口増加や議員活動の多様化などを踏まえ、議員報酬の改定を行った。
- ・議会活動の維持・充実及び議員のなり手確保の観点も踏まえた見直しとなっている。

36. 町内学校等の議場見学の受け入れ（令和5年から）

- ・主権者教育の一環として町内学校や一般の方の議場見学の受け入れを行っている。受け入れの際は議長及び議員が対応し、説明を行っている。
- ・令和5年 翔南小学校
- ・令和6年 翔南小学校
- ・令和7年 南風原小学校、翔南小学校

37. 本会議の中継で字幕配信を開始（令和5年12月から）

- ・議会中継の充実を図るため、字幕配信を開始した。

38. 議会だよりのターゲット設定、町民インタビューの実施（令和6年3月定例会号から）

- ・令和6年3月定例会号（225号）より、ターゲットの設定を意識した議会だよりの作成を行っている。また、同号より議員自ら行う町民インタビューの掲載を開始した。

39. タブレットを活用した議会運営の開始（令和6年12月から）

- ・議会運営の効率化及びペーパーレス化を図るため、タブレットを活用した議会運営を開始した。
- ・令和7年3月からは、議案資料の紙配付を廃止し、データ配付へ移行した。

40. 議会中継システムの機器を更新（令和7年2月）

- ・議場内のマイク、カメラ、制御システム、音響等の機器を更新した。

【令和5年度～令和6年度】

南風原町議会は、平成25年12月に施行した議会の基本理念・議員の役割等を定めた南風

原町議会基本条例に基づき、様々な取り組みを行ってきた。

この度、令和5年5月25日の議会運営委員会において、南風原町議会基本条例第28条第1項の規定により、同条例第1条の目的が達成されているかを確認するため、議会活性化調査特別委員会を設置し、検証作業を行うことを決定した。

議会活性化調査特別委員会の第1回目の会議にて本条例検証及びタブレット導入によるペーパーレス化について取り組むことを確認した。

検証の経過及び結果等の詳細については、「南風原町議会基本条例検証結果報告書」を参照。

(評価結果・検証結果)

(1) 評価結果

①評価対象外

(対象条文) 第1条

(評価結果) 第1条は、条例の目的について規定する条文であるため評価対象外とした。

②指摘事項なし・・・適正に運用されている

(対象条文) 第6条、第9～10条、13条、16条、26条、28条

(評価結果) 対象条文はいずれも、運用面の検証で「適切」、条例改正の必要性の検証で「必要なし」という結果になり、適正に運用されている。

③指摘事項あり・・・更なる取り組み

(対象条文) 指摘内容に直接記載

(評価結果) 対象条文はいずれも、運用面の検証で「更なる取り組みが必要」という結果になった。今後、更なる取り組みが必要とされた事項は下記のとおり。

【指摘内容】

(第2条：議会の活動原則)

- ・更なる取り組みが必要とした議員が7人で、改善への提案も8人からあった。主にネットを活用した情報公開や議会中継の充実があげられる。また、傍聴に関する意見も多いことから、傍聴規則の改正にも取り組む。
- ・広報の工夫が重要であることから、広報委員会を中心に広報・広聴の運用改善が望まれる。

(第3条：議員の活動原則)

- ・議員間の自由討議は、委員会において再度、共通認識の形成を図る。
- ・議会及び議員の自己評価及び外部（第三者）評価の構築。

(第4条：会派)

- ・条文に関しての改正提案はないが、議会運営委員会の構成員の見直しを望む意見がある。議会運営委員会規則の改正を要することから今後要検討。

(第5条：会議の公開と町民参画機会の確保)

- ・評価制度の構築。
- ・請願・陳情等により議会への参画機会は確保されている。
- ・公聴会制度や参考人制度の活用実績はないが今後、必要性を勘案し対応する。

(第7条：議会報告会及び町民との意見交換会)

- ・議会報告会の回数、議員の割り振り、場所等開催方法について要検討。
- ・報告会・意見交換会の周知方法について要検討。（広報委員会）

(第8条：請願及び陳情)

- ・費用弁償等の予算措置についての調査研究の実施。

(第11条：町長による政策等の形成過程の説明)

- ・概ね条文の通り説明は行われている。
- ・第12条と関連することから併せて検討していく。

(第12条：予算・決算における政策説明資料の作成)

- ・更なる取り組みとして事業実績の評価検証の実施に要する資料の記載項目等の提案を検討する。
- ・南城市の説明資料の事例と比較し、「ハイさいよーさん」のような説明資料フォーマットについて検討する。

(第13条：法第96条第2項の議決事件)

- ・対象とする計画の追加についての基準（長期計画（5年以上）とする）等について要検討。

(第14条：自由討議の保障)

- ・3条(1)議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじることを尊重する。
- ・委員会においての自由討議の時間、日程の確保について要検討。

(第15条：委員会の活動)

- ・委員会においての自由討議の時間、日程の確保について要検討。
- ・先進地における議会、委員会の政策立案の取り組みについて調査研究に取り組む必要がある。

(第17条：調査研究機関及び検討会等の設置)

- ・実績はないが今後、専門的識見を要する調査も想定されることから条文は据置きとする。

(第18条：議員研修の充実強化)

- ・各常任委員会等の所管事務調査の充実強化に努める。また、一般参加者の受け入れ体制についての検討が必要である。
- ・議会基本条例についてなど、新人議員の研修についても検討が必要である。

(第19条：政務活動費)

- ・運用面において、対象経費についての検討が必要。

(第20条：議会事務局の体制整備)

- ・4人体制の確保。
- ・ペーパーレス化、生成AIを活用した業務の効率化の推進。

(第21条：議会図書室)

- ・町立図書館等との連携、電子図書活用の追加。
- ・スペースをどのように活用するか、配置をどうするかなど検討が必要。

(第22条：広報広聴の充実)

- ・7人の議員から今後取り組みたい内容の意見があげられていることから広報委員会を中心に検討していく。

(第23条：議員定数)

- ・条文についての改正は必要ないとのことであるが、人口増に伴い今後の調査研究を要する。

(第24条：議員報酬)

- ・常に社会情勢の変化を注視する。

(第25条：議員の政治倫理)

- ・政治倫理条例の制定については、全議員においての慎重審議が必要である。

(第27条：議会及び議員の責務)

- ・議会及び議員の自己評価及び外部（第三者）評価の構築。
- ・早稲田大学マニフェスト研究所の行う「議会改革度調査」の結果やランキング等を評価の参考にする。

④指摘事項あり・改正が必要

（対象条文）なし

（評価結果）なし

⑤その他・新たに規定の追加

（対象条文）第 9 章を追加する。それに伴い第26条を追加

既存の第 9 章を第10章とし、第26条以降を 1 条ずつ繰り下げる。

（評価結果）追加の理由は下記の通り。

【追加理由】

- ・議会における災害対応を明確にするため。

第 9 章 災害時の対応

（災害時の対応）

第26条 議会としての災害対応は、あらゆる災害において町長の招集等に応じて議会の機能的活動が図られるよう、努めるものとする。

2 議長は、南風原町災害対策本部が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。

3 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

4 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。

（２）今後の取り組み

検証の結果、指摘事項があったものについては、今後の継続審議として取り扱うものとする。また、本特別委員会の期間も議員の任期とし、新たな課題への対応も行っていく。

改選後においても、未解決な課題等をスムーズに引き継ぎできるよう議会運営委員会において、速やかに本委員会の設置を行うものとする。

その他（表彰関係）

1. 沖縄県町村議会議長会 から

優良町村議会広報紙（第12回沖縄県町村議会広報コンクール）

優秀賞（はえばる議会だより）を受賞する。（平成20年 2 月13日）

2. 沖縄県町村議会議長会 から

優良町村議会広報紙（第15回沖縄県町村議会広報コンクール）

最優秀賞（はえばる議会だより）を受賞する。（平成26年 2 月18日）

3. 全国町村議会議長会 から

町村議会特別表彰を受賞する。（平成27年 2 月 6 日）

4. 沖縄県町村議会議長会 から

優良町村議会広報紙（第16回沖縄県町村議会広報コンクール）

優秀賞（はえばる議会だより）及び写真賞を受賞する。（平成28年 2 月16日）

5. 沖縄県町村議会議長会 から

最優秀優良町村議会広報紙（第17回沖縄県町村議会広報コンクール）

最優秀賞（はえばる議会だより）を受賞する。（平成30年 1 月31日）

6. 全国町村議長会 から

第39回町村議会広報全国コンクール

表紙デザイン賞 金賞（第 1 位）を受賞する。（令和 7 年 2 月 5 日）